

2018年12月13日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
投資法人みらい  
代表者名 執行役員 菅沼通夫  
(コード番号:3476)  
資産運用会社名  
三井物産・イデラパートナーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅沼通夫  
問合せ先 取締役 CFO 兼業務部長 上野貴司  
TEL: 03-6632-5950

### 投資口の分割、規約の一部変更及び分配予想の修正に関するお知らせ

投資法人みらい（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、下記のとおり投資口の分割（以下「本分割」といいます。）及び規約の一部変更を行うことを決議しましたのでお知らせします。また、本分割に伴う分配予想の修正についてもあわせてお知らせします。

#### 記

#### 1. 本分割について

##### (1) 本分割の目的

少額投資非課税制度（NISA）の浸透等を踏まえ、本分割によって投資口の投資単位を引き下げるにより投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、更なる投資家層の拡大と投資口の流動性向上を図るものです。

##### (2) 本分割の概要

###### (a) 本分割の方法

2019年4月30日を基準日として、同日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する本投資法人の投資口を1口につき4口の割合をもって分割します。

###### (b) 本分割により増加する投資口数等

① 本分割前の発行済投資口の総口数	:	395,410 口
② 本分割による増加投資口数	:	1,186,230 口
③ 本分割後の発行済投資口の総口数	:	1,581,640 口
④ 本分割後の発行可能投資口総口数	:	20,000,000 口 (注)

(注) 後記「2. 規約の一部変更について」をご参照ください。

(c) 本分割の日程

- ① 基準日公告日 : 未定 (注)  
② 基準日 : 2019年4月30日  
③ 効力発生日 : 2019年5月1日

(注) 基準日の2週間前までに実施します。

2. 規約の一部変更について

(1) 変更の理由及び方法

投資信託及び投資法人に関する法律第81条の3第2項により準用される会社法第184条第2項の規定に基づき、投資口の分割の割合に応じて発行可能投資口総口数を増加させるため、投資主総会の決議によらず役員会の決議により本投資法人の規約を一部変更します。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
第6条 (発行可能投資口総口数) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>500</u> 万口とする。	第6条 (発行可能投資口総口数) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>2,000</u> 万口とする。

(3) 変更日 (効力発生日)

2019年5月1日

3. 分配予想の修正について

(1) 修正の理由

本分割に伴い、2018年10月16日付「2019年4月期の運用状況の予想及び分配予想の修正並びに2019年10月期の運用状況の予想及び分配予想に関するお知らせ」で公表しました2019年10月期(第7期:2019年5月1日~2019年10月31日)における1口当たり分配金の予想について投資口分割の割合に応じて修正を行うものです。

詳細は、本日付で公表しました「2018年10月期 決算短信 (REIT)」をご参照ください。

(2) 2019年10月期(第7期:2019年5月1日~2019年10月31日)の新たな予想

	1口当たり分配金 (利益超過分配金を含む)	1口当たり分配金 (利益超過分配金を含まない)	1口当たり 利益超過分配金
前回発表予想	5,700円	5,700円	-
今回修正予想	1,425円	1,425円	-

(注) 上記予想は本日時点のものであり、実際の数値については変動する可能性があります。また、上記予想は分配金の額を保証するものではありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス : <http://3476.jp>